

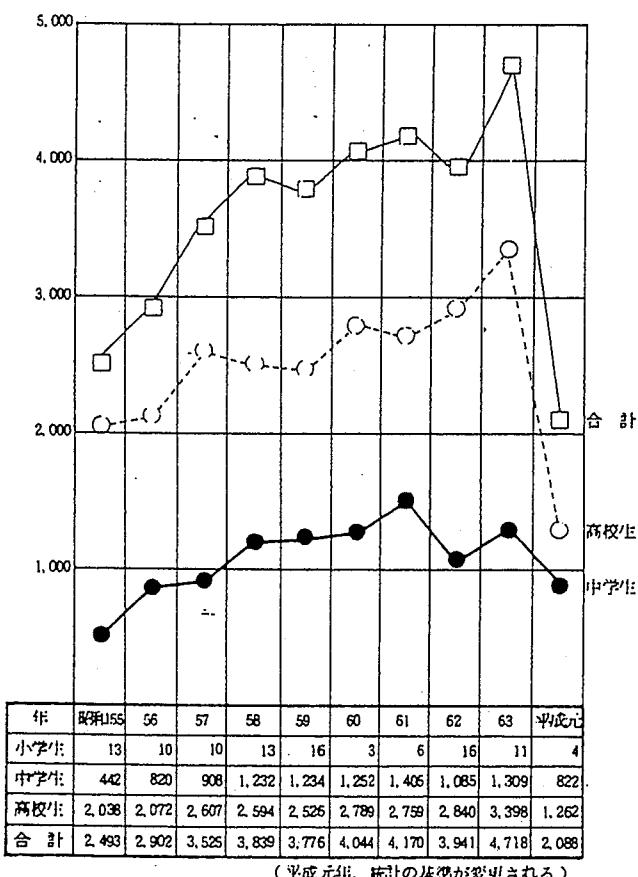
# 喫 煙

平成2年4月 広島県教育委員会

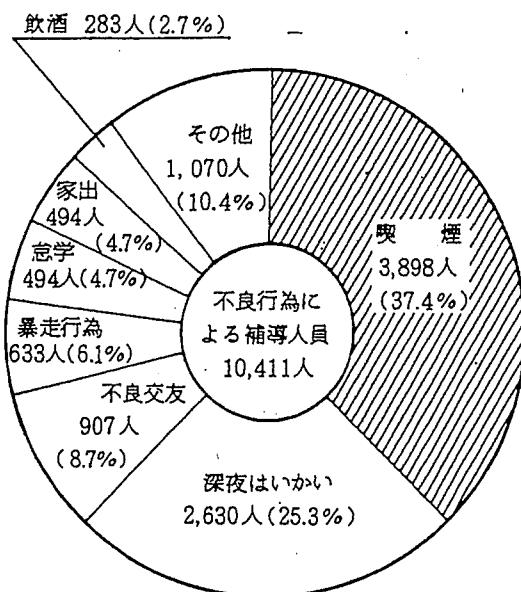
## 1. 喫煙の実態

(県警資料から)

### (1) 年次別推移



### (2) 喫煙の占める割合



### (3) 特徴的な傾向

- ア 低年齢化と常習化の傾向が著しい。また、女子の喫煙の増加傾向がみられる。
- イ 喫煙の動機は、「好奇心」が最も多く、次いで「何となく」、「友人にすすめられて」などが多い。
- ウ 孤独感、不安感からの逃避、欲求不満の解消、自己顯示の手段等から喫煙をはじめる実態もみられる。
- エ 喫煙を悪いことと意識していない生徒が増加している。

オ 保護者の喫煙に対する認識が甘く、喫煙に対するきちんとした指導ができないまま経過している実態がみられる。

カ 喫煙場所は、自室、友人宅、喫茶店、公園、学校、電車等である。

キ 喫煙の有害性について漠然とした知識はもっているが、身体にどのように悪い影響を及ぼすかについて十分に理解していない。

ク タバコの入手は、自動販売機によるものがほとんどで、他に、先輩・友人、家庭等である。

## 2. 指導の実際

### 事例

#### (1) 概要

5月の中旬頃、教師が校内を巡回指導していたところ、便所の中で、1年生のA男、B男の二人が喫煙しているのを発見した。学校での喫煙は今回が初めてではなく、入学後、プール下の空室や体育館の裏などで喫煙していたとのことであった。また、当該生徒の話から喫煙が校内にかなり蔓延している実態が判明した。

#### (2) 生徒について

##### ア A男

中学2年の時、自宅の部屋で友人数人と好奇心から、家にあった父親の煙草を吸ったのが喫煙のはじめであった。最初のうちは、主として、友人と一緒のときだけ興味本位で喫煙する状態であったが、次第に常習化して、気持ちが落ち着かなかったり、疲れたりしたときなどに喫煙するようになった。中学校のとき、一度、指導をうけたがやめることができなかった。高校に入学した解放感や友人が喫煙しているのを見て、1日に10本以上喫煙する状態になった。両親はA男の喫煙について知っていたが、放任に近い状況であった。

入学当初から、生活態度の乱れ、学力の遅れ、遅刻、服装を守らないなどの問題があり、指導を継続していたが十分に改善されなかった。

##### イ B男

今回が3回目の喫煙であった。付和雷同的に行動しがちで、自律性、忍耐力などにも欠ける面があった。高校に入学して、A男と友人になり、自分も喫煙ぐらいやらないと対等に付き合えないという気持ちをもって喫煙をはじめた。

#### (3) 要因の推察

ア 喫煙の動機は、好奇心や友人からの影響等によるもので、最初、軽い気持ちから喫煙するようになり、本人の日常の生活態度や友人関係などから常習化している。また、喫煙がも

たらす成長期の身体への有害性や法的に禁止されている理由等について十分に理解をしていなかった。

イ 保護者が子どもの生活を十分に把握して、平素、生活のあり方について話しあい、基本的なしつけを指導していくことに欠けている面があり、放任状態に近いものであった。また、喫煙について保護者が気づいても、そのことを厳しく指導することができなかった。

ウ 当該生徒のみならず、他にも喫煙している生徒もあり、クラスや学校全体に「喫煙ぐらいは」という雰囲気があった。

また、学校も「喫煙防止」に焦点づけた実態の把握、指導内容・方法などを明確にした指導態勢が十分に確立されていなかった。

#### (4) 指導経過

ア 当該生徒・保護者に対し、成長期における喫煙の有害性や法的に禁止されていることを参考図書、資料等を用いて指導した。

イ A男については、喫煙が常習化しているため、特に長期にわたって継続的に指導をすすめた。はじめは、「どうせ煙草はやめられないから学校をやめる」、「みんなも喫煙しているのに、自分だけ見つかって運が悪い」など反抗的な態度をとり反省がほとんどなかつた。

そこで喫煙問題を生徒の生活全体の中から、とらえることとし、学習上のつまずきや日常の生活のあり方、さらには、将来の進路等について指導した。特に、学習上の問題を克服するため、担任、生徒指導担当者、教科担任が連携をとり、学習計画をたてさせるとともに、個別指導を継続した。最初は、「勉強がわからない」、「しんどい」といって投げやりな態度を示していたが、指導を継続していくうちに教師との信頼関係が確立され、次第に、「煙草をやめようと努力しているがなかなかやめることができない」、「意志が弱くてだめだ」と自覚し、苦しみながら喫煙を克服していった。

ウ B男は初期的な喫煙であったが、日常の生

活態度における自律性や計画性に欠ける面があったので、日常生活を反省させ、学習、クラブ活動、余暇の利用等に計画的に取り組ませ、節度とリズムのある生活態度を確立するよう指導した。

エ 二人とも学校生活に不安や悩み、あるいは不満等がありながら、そのことの解決の方法が見つからず逃避していた面があったので、学校生活における課題を明確にさせ、毎日の努力目標を設定させて、それを実行させる指導を継続的に行った。また、真の友人としての在り方について考えさせた。

#### (5) 指導上配慮した点

ア 喫煙に対し、単に、防止のための指導に限定するのではなく、喫煙の動機、常習化した理由などを、生徒の生活全体の中から具体的に把握することに努め、一つ一つの課題を明確にして、その解決に向けて、保護者と緊密に連携して継続的に取り組んだ。

イ 保護者が子どもの悩みや問題点について把握しておりながらも、学校の指導の在り方が十分に分からぬいため、学校に相談できず、問題解決の方途がみづからないまま、経過していた面があったので、学校の指導方針の理解を深めさせ、担任と家庭との連携の緊密化を図った。

ウ この問題を契機にして、喫煙問題をその年度の生徒指導重点課題としてとりあげ、喫煙防止指導に対する教職員の意識統一を図り、学級担任、学年会、教科担任等が連携して学校全体で取組みをすすめた。

### 3. 指導上の留意点

(1) 成長期にある児童生徒の身体に対する喫煙の有害性について、図書、視聴覚教材、理科の実験等によって科学的に認識させていくことが重要である。また、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、喫煙禁止の法律の趣旨を理解させることが大切である。

(2) 「喫煙は許さない」という学校の姿勢の確立

が重要であり、そのために、喫煙防止指導についての研修と教職員全体の共通理解が必要である。また、学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動等で喫煙問題をとりあげるなど児童生徒の自主的な取組みをすすめることが大切である。

(3) 喫煙は好奇心や友人の影響等が直接の動機となっているが、当該児童生徒の生活全体の中からその要因を考察すると、自己の存在を訴えるための手段であったりする場合が多い。

また、学習のつまずきや学校生活への不適応による疎外感や脱落感によって、喫煙をするようになっている実態もある。

したがって、学習上のつまずきや生活上の悩みを的確に把握し、課題を明確にして、継続的な指導を行い、規律ある生活習慣を確立させるとともに、学習や部活動等に積極的に参加させ、児童生徒が自分の能力を十分に発揮し、学校生活に目的と生きがいをもたらすことを喫煙指導の基本におくことが大切である。

(4) 喫煙防止の指導にあたっては、家庭環境や保護者の考え方が非常に大切である。そのため、家庭との緊密な連携をとりながら、信頼関係を確立し保護者と協力して、綿密な指導をしていくことが大切である。また、学校通信、PTA通信、地区別懇談会、学級懇談会などで喫煙の実態などを知らせるとともに学校の指導方針の周知徹底を図ることが大切である。

特に、保護者として、友人関係、帰宅時間、部屋の状況、生活のリズムなどを十分に把握して学校と協力して一貫した指導を進めてもらうよう理解を求める。

(5) 校外生活における望ましい在り方について日常的に指導する。特に、休暇中などの健全な過ごし方の指導に留意し、衝動的な好奇心や誘惑に負けない自己の確立の大切さを指導する。

(6) 校外指導連盟、学警連、少年補導協助員などと連携して校外指導を積極的にすすめるとともに、互いに協力して環境の浄化に努めることが必要である。

## 喫煙防止指導のチェックポイント

### 1. 学校の指導態勢について

- (1) 喫煙についての指導方針について全教職員の共通理解が図られているか。
- (2) 各校務分掌、各学年、各教師の校内連携が円滑に行われているか。
- (3) 指導計画が立てられ、視聴覚教材等の関係資料が整備されているか。
- (4) 学校以外の児童生徒の生活の実態が把握されているか。
- (5) 学級・ホームルーム活動などで喫煙について具体的な指導を行っているか。
- (6) 学習のつまずきや遅れをとりもどすための研究実践が組織的にすすめられているか。
- (7) 喫煙に至る原因、背景などについて学習を深め、その指導方法等について研修をすすめているか。
- (8) 健康を大切にする指導を積極的にすすめているか。また、社会生活を送るうえでのきまりの大切さを自覚させる指導を行っているか。
- (9) 学校内が整理され、美化が徹底しているか。
- (10) 家庭に対して啓発活動をすすめているか。

### 2. 生徒理解について

- (1) 家庭生活について
  - 児童生徒と保護者との間に信頼関係が確立されているか。
  - 喫煙は許さないという保護者の養育態度が確立されているか。
  - 子どもの家庭内外の生活を保護者が十分に把握し、指導しているか。
- (2) 学校生活等について
  - 学校生活に目標や計画をもって規則正しい生活をしているか。
  - 学習のつまずきなどの悩みから学校生活に不適応を起こしてはいないか。
  - 悩みをもった児童生徒が互いにもたれたかったグループを形成していないか。
  - 学習に対する集中力を失っていないか。
  - 学校行事、ホームルーム・学級活動、児童・生徒会活動など集団活動に積極的に参加しているか。
  - 校外の友人、先輩等と節度のある交友をしているか。
  - 授業への遅刻・欠課はないか。